

令和元年度 第2回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

令和元年5月24日(金) 10:00～12:00

宮城県行政庁舎 11階 第二会議室

開 会

進行

○ 会議が始まる前に、委員の皆様の方の机の上にある資料について説明させていただきます。机の上にある「審議員の皆様へ」を確認いただきたい。開会に先立ち、本日欠席の連絡が入っているのは、名簿2番委員である。本審議会は、「教科用図書選定審議会規定」第6条により、委員の半数以上の出席で議事を開くことができることとなっているので、本日の審議会は成立していることを申し添える。

本日は、小学校各教科の教科用図書、中学校「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科用図書、そして特別支援学校・特別支援学級で使用する教科用図書の内容について審議を行う。前回の審議会で御審議いただいたとおり、採択に関わる公正さと審議の静ひつ性を確保するという教科書採択に関する定めに基づき、議事は非公開とさせていただきます。

ただ今より、令和元年度「第2回宮城県教科用図書選定審議会」を開会する。

委員長

○ 委員長挨拶。

進行

○ それではここから審議をはじめるので、傍聴人及び報道の方は御退室願う。審議後にまた入場いただく。これより委員長に進めていただく。よろしく願います。

委員長

○ 審議の進め方について説明する。次第を御覧いただきたい。**審議事項1**「小学校各教科」で使用する教科書の選定資料についての審議にあたっては、まず、事務局から説明をしていただく。その後、委員の皆さんにも実際に教科用図書を手に取って見ていただく。それを踏まえて、審議をしていく。**審議事項2, 3**についても同様の手順で審議をしていく。**審議事項4**のその他では、答申のまとめ方についてお諮りする。よろしく願います。

審議事項1 「小学校用教科用図書選定資料」について

委員長

○ それでは、**審議事項1**に入る。事務局より報告をお願いしたい。はじめに小学校で使用する各教科用図書の選定資料について報告をいただく。なお、参考資料として「教科書採択に係る基本方針」と「小学校の各教科及び『特別の教科 道徳』の採択基準」もあるので、そちらも御覧いただきたい。説明後、閲覧をしていただき、その後、具体的な審議に入る。事務局から説明をお願いしたい。

事務局

○ 選定資料の説明の前に、第1回審議会で審議いただいた「採択基準(案)」の修正について報告する。

前回の審議を踏まえ、池山委員長、庭野副委員長に指導をいただきながら修正した主な箇所について説明する。「小学校各教科」及び「小学校特別の教科 道徳」の採択基準(案)を御覧いただく。

まず、小学校各教科の採択基準 項目3「学習と指導に関すること」の(1)についてである。前回の審議会で示した案では、「基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的な学習態度の形成

を進められるよう配慮がなされているか。」となっていたが、前回の審議で「羅列的な表現になっているので表現を改めた方がよい」ということになったので、御覧のとおり、学習指導要領の総則を参考に、「基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的な学習態度の形成を進められるよう配慮がなされているか。」と、修正した。続いて、同じく項目3の(5)については、前回の審議を踏まえ、「学習の手引き、挿絵、図表及び写真等」に、「ウェブページのアドレス等」を加えた。ただし、ウェブページのアドレス等の掲載の有無に教科書の採択が左右されないように、括弧書きで、「掲載のある場合」を付け加えた。前回の審議会で出された「障害の有無に関わらず」や「ユニバーサルデザイン」という文言を取り入れてほしいという御意見については、審議の中でもあったように、項目3の(3)「児童の多様な個性や能力に広く対応できているか。」及び項目4「表現と体裁に関すること」(1)から(4)で対応できると考え、原案通りとさせていただいた。

続いて、「特別の教科 道徳」の採択基準(案)については、3の(2)において、前回の審議で話し合われたとおり、「主体的な学習」を、「主体的・対話的で深い学び」と修正した。

主な変更点は以上である。

続いて、「選定資料」について説明する。「令和2年度使用教科用図書採択選定資料小学校用」を御覧いただく。調査の対象とした教科書は、国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健、英語、道徳の13種目、全部で305点あった。

このうち道徳を除く各教科については、41名の専門委員が、5月8日から10日までの3日間にわたって調査を行った。また、道徳に関しては、5名の専門委員が、4月26日、5月7日、5月13日の3日間、調査を行い資料を作成した。

道徳は、補助資料を作成する関係上、別日程とした。

調査にあたっては、専門委員に宮城県の「採択の基本方針」及び「採択基準」についての説明を行い、共通理解を図った上で作業を進めた。その調査結果をまとめたものが、選定資料の1ページから60ページである。選定資料は、採択基準に合わせて「内容に関すること」「組織と配列に関すること」「学習と指導に関すること」「表現と体裁等に関すること」の4項目から構成している。

「1 内容に関すること」では、いずれの教科書も、学習指導要領に示されている教科の目標に迫るための配慮がなされていた。また、児童の発達の段階を考慮した工夫も見られた。後ほど、教科書でお確かめいただきたい。

「2 組織と配列に関すること」では、基礎的な知識・技能の定着を図るとともに、発展的な学習にも取り組めるような配慮が見られた。

「3 学習と指導に関すること」では、いずれの教科書も新しい学習指導要領に沿って、「主体的・対話的で深い学び」が実践できるような配慮が見られた。

「4 表現と体裁に関すること」では、児童の発達の段階に配慮された工夫がみられるので、教科書で御確認いただきたい。

最後に、「補助資料」については、採択権者が行う調査研究の援助を目的

に作成したものであり、社会科は昨年度の審議会で答申された資料をもとに、「特別の教科 道徳」については一昨年度の審議会で答申された資料をもとに作成している。構成などは変えずに、資料や記載内容等、前回の教科書と変更があったところを修正している。以上、専門委員による調査研究の報告を終わる。

- 委員長 ○ 各審議委員の皆様には、教科用図書を御覧いただく。ただ、本日は、事前に閲覧の時間をとらせていただいているので、時間は20分間とする。
- 各審議委員
委員長 ○ 教科書閲覧（20分間）
○ 審議を再開する。なお、教科用図書は、これから後の審議中、必要に応じて随時閲覧できるので、必要な方は事務局に申しつけるように。まず、先程の事務局からの説明について何か質問や意見等はないか。
- 各審議委員 ○ なし。
- 委員長 ○ まず、採択機関として、選定資料は有効かという観点から意見をいただきたい。
- 委員【小野寺修】 ○ 選定資料をもとに教科書を拝見すると比較ができる、特徴を調べることができると感じている。
- 委員【及川】 ○ 私も同様のことを思った。同じ視点から教科書を比較することができる適切なまとめ方である。
- 委員長 ○ お気づきのところ、感想等はないか。
- 委員【佐々木】 ○ 選定資料はよくまとめられている。教科書もよくできている。子供の視点で見ると、学びたくなる内容である。
- 委員長 ○ その他はないか。
- 委員【千葉清】 ○ 資料を作られた先生方が、教科書を編集された方々の思いをよく見ている。前回話題に上がった、子供の特性やユニバーサルデザイン等の視点でも作成された資料になっている。
- 委員長 ○ その他の意見はないか。
- 委員【加藤】 ○ 項目ごとに比較しやすく、読みやすい資料である。
- 委員長 ○ それでは、そろそろ意見も出尽くしたようなので、この辺で小学校の選定資料についての審議を終わらせていただく。基本的に原案で進めていくことを確認させていただきたい。よろしいか。
- 各審議委員 ○ 承認

審議事項2 「中学校用教科用図書選定資料」について

- 委員長 ○ それでは、続いて審議事項2に入る。中学校「特別の教科 道徳」の選定資料を除く教科用図書の選定資料について事務局より説明をいただく。なお、参考資料として「採択基準」も御覧いただきたい。説明後、先ほどと同じように閲覧し、その後、具体的な審議に入る。よろしく願います。では、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 ○ まず、採択基準についてだが、「中学校 各教科」の採択基準を御覧いただく。第1回審議会で御意見をいただいた項目3「学習と指導に関すること」(1)の「すすめられるよう」の部分の表記をひらがなから漢字にした以外、変更点はない。次に、令和2年度に使用する中学校用教科書の採択について

改めて確認する。

今年度は、「特別の教科 道徳」を除く中学校教科書の採択年度となっているが、令和3年度からの新学習指導要領の全面実施にともない、来年度、また新たに中学校におけるすべての教科書を採択することとなる。つまり、今年度採択した教科書は、令和2年度1年間のみ使用となることを再度確認する。

平成30年度の教科用図書検定において、新たに合格した中学校用の教科書はない。よって、令和2年度は、前回の平成26年度検定合格教科書、つまり現在使用されている教科書の中からの採択となる。

調査の対象となった教科書は、国語と書写、社会地理的分野、歴史的分野、公民的分野、地図、数学、理科、音楽一般、器楽合唱、美術、保健体育、技術家庭技術分野、家庭分野、英語の15種目、129点であった。

調査は、義務教育課指導主事が、平成28年度使用教科書見本本から訂正された箇所の調査を行い、「平成28年度使用教科用図書選定資料」及び「社会科の補助資料」を見直した。

各教科書の発行者から出された訂正箇所一覧をもとに点検を進めたが、選定資料の内容を大きく変えるような訂正はなかった。よって、平成27年度宮城県教科用図書選定審議会で答申された選定資料及び補助資料をお示しした。

御審議のほどよろしく願います。

委員長

○ それでは、各審議委員の皆様には、先ほどと同様に中学校の教科用図書を御覧いただく。時間は10分間とする。

各審議委員

○ 教科書閲覧（10分間）

委員長

○ それでは、審議を再開する。なお、教科用図書は、この後の審議中にも必要に応じて随時閲覧できるので、必要な方は事務局に申しつけるように。それでは、先程の事務局からの説明について何か質問等はないか。

各審議委員

○ なし

委員長

○ それでは、御意見を伺っていきたいと思う。

委員【三浦】

○ 社会科の補助資料を中心に見てきた。非常に分かりやすい選定資料になっていると思う。歴史上の人物であったり現代の領土問題であったり、そういう部分がしっかり比較できる資料になっているので大変有効で質の高い選定資料になっていると思う。

委員【多田】

○ 数学を中心に見てきたが、各項目毎に教科書の特徴を捉えてよくまとめられており、大変有効な資料になっていると思う。

委員【高城】

○ 各種目、各教科毎にかなり分かりやすく書かれてあり、教科書の特徴を捉えたものが記述されていると思った。

委員【伊藤】

○ 地図と社会科の教科書を中心に見てきた。子供たちの心身の発達の段階を考慮した教科書づくりという点でなるほどと納得した。英語の教科書6年生の中には中学校英語への導入部分が入っていたりと義務教育段階の教育の視点から教科書づくりが行われていると拝見した。

委員【小野寺周】

○ 私も社会科を中心に見てきた。項目毎に揃えて書いてあり、教科書の特徴が分かりやすく、読みやすく感じた。反面、記述内容の視点で「学習指導要領の目的に即して」等の書き方が散見されたが、要るかなと感じた。

- 委員長
委員【小野寺周】 ○ 最後の部分について、もう一度お願いしたい。
- 例えば、国語の最初のところに「学習指導要領に示された国語の目標に即して」と書いてあるのだが、当然なので書く必要があるのかなという感想である。
- 委員長 ○ 特に書かれることが問題ではないと伺ったのだが、今後に向けての意見としていただいてもよろしいかなと思うが、事務局何かコメントがあるか。
- 事務局 ○ 来年度の資料づくりに生かしていきたい。
- 委員【田野崎】 ○ 特別支援学級の子供たちでも使えるかという視点で見てきた。この後審議がある附則9条の方で、特別支援学級のお子さん方は一緒に選んでいくと思うが、中には小学校、中学校の教科書を使って学習できるお子さんもいると思う。その担任の先生方も見て、これは使えるような教科書だなという表記が選定資料の中に若干でも書き込まれていると今後先生方が選ぶ参考になると思った。必ずしも9条本を使わなければならないというわけではないので、どちらかと言えば、特別支援学級のお子さんは、検定教科書を使うことが望ましいと言ったらよいか、学習指導要領が改訂されて知的のお子さんであっても教科指導が重点化されて書き込まれた部分もあるので、要望としてお話をさせていただいた。
- 委員長 ○ 今の要望について、事務局からコメントがあればお願いしたい。
- 事務局 ○ この場では即答出来かねるので、前向きに検討させていただきたい。
- 委員【千葉和】 ○ 今回、小学校の外国語活動が外国語となって、教科書がどうなるのかと中学校と小学校の英語の教科書を見てきた。小学校の資料には「CAN-DO リスト」とか「CAN-DO マップ」等の文言を入れて資料にはあったのだが、中学校の方にはその文言がなかった。教科書を見ると、「できるようになったことリスト」とか「自己評価できるチェックリスト」等で、「CAN-DO リスト」を意識したつくりになっていると見たので、資料にもそのような表記があると採択の際の参考になるのではと思った。感想である。62ページの開隆堂の資料の「1 記述内容に関すること」の4つ目に「4技能を重点的に伸ばすために」とあるのだが、技能が「聞くこと」「話すこと」「書くこと」の3つになっているが、「読むこと」については特に焦点化されていないのか、単純に落ちているのか、見ていただきたい。
- 委員長 ○ 今の点についても、事務局いかがか。
- 事務局 ○ 事前の説明でも申し上げたが、今回の選定資料は、前回の答申で出されたものを使わせていただいた。御指摘のあった点については、事務局の方で点検していきたいと思う。
- 委員【吉村】 ○ 選定の基準をしっかりと提示していただき大変ありがたく思っている。特に今度の指導要領改訂では、「主体的・対話的で深い学び」ということが言われているが、生徒がいかに学習を深めていくか、学習のプロセスについての配慮がよく点検項目に出ていると思った。単に教師がどう教えるかだけではなく、生徒が学習をいかに定着させるかがポイントになってくるが、そこがよく出ていると思った。もう1点、今度の指導要領では、教科の「見方・考え方」を身に付けさせるというのがあるが、これについても単元内に留まらず、単元間、学年間を通して教科の「見方・考え方」がいかに形成されていくのか各教科書の特徴が出ていてこれを参考にすることで実際に教科書を見る時の参考になると思った。作成された先生方に敬意を評したい。

委員長 ○ その他ないか。それでは、今後についての御意見もいただいたが、今回のものについて特に異議がなかったようなので、この辺で中学校の選定資料についての審議を終わらせていただく。それでは、中学校の資料についても、原案で進めさせていただくということによろしいか。

各審議委員 ○ 承認

審議事項3 「特別支援教育教科用図書選定資料」について

委員長 ○ それでは、**審議事項3**に入る。特別支援学校・特別支援学級で使用する一般図書の選定資料について事務局より説明いただく。参考資料として「一般図書の採択基準」も御覧いただきたい。それらの説明の後、これまでと同じように閲覧していただき、その後、具体的な審議に入る。よろしく願いたい。

事務局 ○ それでは、令和2年度使用 学校教育法附則第9条による教科用図書（一般図書）採択選定資料について御説明申し上げる。

まず最初に、第1回審議会で審議いただいた採択基準案の項目4「表現と体裁等に関すること」（2）「表記、表現が適切であるか」については、「基準があいまいではないかと思われるが、これまでの検討内容を吟味してほしい」との御意見があった。そこで委員長より御指摘があった過去3年間の議事録を確認したところ、毎年この件については様々な御意見をいただき、検討していた経緯があった。結論としては、現行の表記には、「一般図書を教科用図書として使用すること」それから「発達段階に合わせた」という視点、さらに障害の特性や種別に応じて、時代の経過等に合わせて等々様々な意味合いを総合的に含めているというように捉えて端的で適切な表記方法であろうということで、昨年度、現行の表記に落ち着いたという経緯であった。そこで、今回は第1回審議会で提案した採択基準案のまま提案した。その採択基準案に基づいて5月8日から10日の3日間にわたり、10名の専門委員に、慎重に専門事項の調査を行っていただいた。

調査対象とした図書は、令和元年度使用図書100冊と新規購入図書6冊の計106冊であった。調査に当たっては、第1回審議会で審議いただいた採択基準についてその審議過程等も含めて専門委員に説明し、この採択基準案に則って作業を進めていただいた。

その結果、今回選定資料に搭載した一般図書は、小学校用については7ページから46ページにある73冊となった。図書名については、5ページと6ページに一覧表として示してある。そのうち網掛けで示してある生活2冊と生活と外国語のどちらかで使用する1冊、生活と道徳のどちらかで使用する2冊の計5冊を今年度新しく入れている。

中学校用については、50ページから示した33冊となった。図書名一覧は49ページに示してある。そのうち網掛けで示してある理科1冊を今年度新しく入れている。

資料の2ページから4ページを御覧いただきたい。ここには、小学校用の一般図書それぞれが、特別支援学校及び特別支援学級などの、どの学年の使用に適しているかを選定資料一覧として載せてある。

この一覧表の「A」「B」の区分けについては、3ページ上段の囲みに記載のとおり、知的障害のある児童が使用することを想定して、理解の程度に

よるおおよその目安を示したものである。「◎」と「○」については2ページ下段に記載のとおり、一応の目安として「A」「B」どちらの段階にある児童に適しているかを示したものである。なお、3ページ下に記載のとおり、軽い知的障害のある児童を基準としているので、実態に応じて適宜採択すること、○がない場合でも障害の程度によって一部使用できるものもあるので、採択にあたっては十分検討すること、としている。同じく、中学校の一覧表については、47ページと48ページに載せてある。一覧表の区分けと段階の目安については、小学校用と同様の形式で掲載している。各図書とも、御審議いただいた採択基準案を基に、児童生徒の障害の状態、発達段階、特性等を踏まえ、選定した図書となっている。よろしく御審議いただくよう、お願いする。

なお、参考として、文部科学省著作教科書についても調査し、その結果については、資料として69ページ以降に掲載しているので、参考として御覧いただきたい。

また、図書の中にはCD、DVDが付いているものがあるので視聴できるように用意した。さわりの部分だけでも見聞きしていただきたい。

中学校用のNo.33「英語・親子でうたう英語うたの絵じてん」と、小学校用のNo.29「生活・はじめての日本地図絵本」のCD、それから小学校のNo.28「こどもの写真ひゃっかDVD付きはたらくくるま大ずかん」のDVDである。後ほど、パソコンやCDを出すので活用願いたい。

以上で専門委員会の報告及び選定資料の説明とする。

委員長

○ それでは一般図書の閲覧をお願いする。事務局の説明にあったCD、DVD等はこの時間内での視聴ということか。

事務局
委員長

○ そうである。

○ それでは時間は20分とする。

特別支援 一般図書閲覧（20分間）

委員長

○ それでは、審議を再開する。なお、教科用図書は、これから後の審議中、必要に応じて随時閲覧できるので、必要な方は事務局に申しつけるように。それでは、先程の事務局からの報告について何か質問や意見等はないか。なければ、御意見を伺っていききたい。どなたからでも御意見願いたい。

委員【清水】

○ 児童生徒の理解の段階に区分けをし、本の特徴が分かりやすくまとめられている大変素晴らしい選定資料になっていると思う。子供たちの実態が様々なのでそれに合わせて選択しやすいようになっている。特に総評のところで、教師の使い方や取り組ませ方なども書いてあり、大変参考になるものと思う。

特に道徳について読ませていただいたが、こちらの選定資料ではNo.23、24、それから44になるが、小1の道徳の教科用図書の方が少し難しいと感じる子供たちにでも活用ができると思って見ていた。生活に引き付けて楽しみながら挨拶や感謝の気持ちなどを理解することができるようになっているので、子供たちの発達段階に合わせて幼稚園、保育所、そして小学校へのつなぎもよく考えられた系統性のあるものになっているな、と思った。

また、中学校の方では、新しく「でんじろう」の理科の実験の楽しさというものがページにたくさんちりばめられていて教師とともに意欲をもって理科の授業に取り組めるような内容になっていると思われる。

委員【齋藤】

○ 先ほどの委員の話にもあったが、「総評」というものが毎年参考になっているだろうととても感じている。担当される先生の中には、初めて特別支援学級を持つという方もいらっしゃるので、そういうところで参考になるものが簡潔にまとめられているというのは、とても良いと感じている。

教科書展示会の中で先生方がどの本を採択しようとする際、一般図書というのはとても膨大な量があるにもかかわらず、しかし教科書展示会の開かれている時間が短かった記憶があり、その中で全部の一般図書を見て決めるということ、さらに一クラスに何人もの子供を抱えている特別支援学級の場合は大変な作業であると感じている。その中で、この採択資料が参考資料として事前にあることで、絞って自分の担当している子供に合わせて選ぶことができるということは、とてもありがたい資料と感じている。

また、今回新規採択になっているNo.23の「うれしいさんかなしいさん」について特に見させていただいたが、やはり「嬉しい」とか「悲しい」とか目には見えないものを表現してくれるもの、特に「感情」というものは、発達障害のお子さんも含めてとても表現しづらい、自分でも伝えづらいもの、それを擬人化して「目に見える化」しているというところは、今までに無かったものと感じている。

2点ほど意見があるが、1つ目は、採択資料の83ページのところに「A」と「B」の区分けに基づいて、そのように参考にしているのか、というものがついていて。これは初めてだと、私の記憶では去年はなかったと思うが、表の「○」や「◎」を見て自分の子供に合わせたものを考えると、この資料はとてもいいな、と思っているだけに、一番後ろまで先生方が見られるだろうか。小学校の担任の先生方は中学校の方を見ないので、一番最後のページまで見ない可能性があると思った。そうすると、どこか前半の方に置いていただいた方が、より活用されるのではないかと感じた。

2つ目は「総評」のところだが、例えば60、61ページのところで、大体は「総評」は「このようなところが工夫されている」であるとか、「こういうところで活用できる」という活用の参考が主に書かれている。しかし、例えばNo.20だと、2段落目以降は「文章による説明が多く、比較的理解の早い生徒の使用に適している。時間のかかる生徒にはこのような工夫をすることで一部使用できる」という、先ほどの「A」と「B」に関する区分けについての詳しい説明がされている。そのようなものがされているものと、されていないものがあるが、これは意図的に分けているものか、伺いたい。

委員長

○ 今の83ページのもものが最後に置かれていることの説明、あるいは、今の「総評」の中で本によって多少扱い方や区分けのことが示されているものがないものがあることについて、事務局からコメントがあったらお願いしたい。

事務局

○ 指摘ありがとうございます。確かに最後のページに付いていると見ないかもしれないというのはその通りかもしれない。こちらでなるべく見やすいところへ設定させていただく。なお、昨年度までは小学部・小学校の方は学年部ごとの区分けだったが、そのような区分けばかりではないということで、中学部・中学校の表記に合わせて同様にしたという経緯がある。

2つめの指摘にあったものは、何か特に図書を選んで区分けの仕方を変えているわけではない。なお、よい表記の方法になるように今後検討していきます。

- たい。
- 委員長
委員【齋藤】
- この説明でよろしいか。
 - 私は何年かこの審議会に参加しているが、できるだけ簡略化した方がいいのかな、というところがあった。この資料を毎年専門委員の方々が作る時の膨大な作業量が想像できる。使用について最後のページに示したものを書いてあるので、できるだけシンプルにできるところはシンプルにした方が、よりよいと思い発言した。
- 委員長
委員【田野崎】
- その他、いかがか。
 - 今、2人の委員の方が話された通りで、一つ一つ、一般図書なので、教科書としていかに使うか、という視点で専門委員の方々がまとめていただいたとてもいい資料になっているだろうと思っている。そして「総評」が、私も採択をしている時、非常に参考になるところがあるので、「A」「B」の「◎」「○」が適切につけられているだろうな、と思っている。
1つ要望というか、事務局へのお願いというか、これは小・中学校の教科書採択なのだが、これを高等部の子供たちにも参考にする部分があると同時に、特に検定図書の小学校や中学校の「保健体育」「家庭科」や「図画工作」などが意外と高等部の生徒も使うことがある。内容に書き込むことは難しいと思われるが、どこかの場面でそういった説明をしていただけたらと思うと、高等部の先生方も非常に参考になるかと思う。
- 委員長
委員【田野崎】
- 一つお聞きしたい。現在高等部の先生方は、どういう風にして教科書を選ばれているのか。私は存じ上げないので教えてほしい。
 - 学校対応で採択しているので、なかなか話を聞く機会がないのが現状である。そのため、感覚で選んでいることがあって、(小・中学校の)検定教科書などもどこまで高等部の先生方が理解できているのかな、という部分があるため、事務局の方から周知などしてもらえるとより適切な教科書が高等部の生徒にも行き渡るのではないかと考える。この場で話す内容とかけ離れているが、思ったところがあり発言した。
- 委員長
事務局
- 今のことについて事務局からあるか。
 - 高等部の生徒についての教科書については、先ほど話が合った通りなので、そちらでも活用できるようなことが可能かどうかも含めて、今後検討させていただきたい。
- 委員長
委員【千葉令】
- 他に意見はないか。感想でもかまわない。
 - 前の方が話されたように、よくできている選定資料だと思う。私もやはり「総評」がいいと思う。新しい採択の絵本を見せていただいたが、なかなかわかりやすい本になっていると思う。先生方がしっかり見ていただき、詳しく載せていただいて、大変な仕事量になるのだろうと思いつつ、この選定資料を見させていただいた。本について言えば、どちらかという知的障害のある子供用の本が多いというイメージで、今増えている発達障害の子供たち用にもう少し工夫のある何かがあればいいのかな、と思って見ていた。また、検定本については、とてもシンプルで分かりやすくていい本だ、と感じた。先生方には、ぜひ検定本の方も子供たちに使っていただけたら良いと感じた。
- 委員長
- その他なければ、いくつか今後に向けての提言なども意見をいただいたが、基本的に今回のものについては、異議はなかったと受け取らせていただいた。

一般図書の選定資料について原案のとおりで進めるということで確認させていただいた。よろしいか。

それでは審議事項3について終わりたいと思う。

審議事項4 「その他」について

委員長

○ 続いて、審議事項4「その他」の審議に入る。はじめに、答申のまとめ方についてお諮りする。昨年度について申し上げる。

諮問事項の採択基準及び選定資料について、審議内容に基づいて教育長に答申を行う。その際、答申に向け再度文言や資料相互の整合性の確認等を行う必要がある。その作業に時間を要することから、審議会当日ではなく、後日答申を行うことにした。

答申は、審議会として行うものであるが、審議スケジュールの関係で再度審議会を行うことは難しいので、最終的にまとめの権限を委員長、副委員長に一任していただいた。

今年度も、昨年度と同様に進めてよろしいか。

各審議委員

○ (全員) 賛成

委員長

○ ありがとうございます。それでは、諮問のあった事項について、本日の会議の議事内容を踏まえ、副委員長と調整し、答申内容をまとめたい。また、まとめ次第、教育長に答申させていただき、委員の皆さんにその写しを送付する。

「その他」事務局から何かあるか。

事務局

○ 今後の予定について申し上げる。後日答申をいただいた後、県教育委員会は答申に基づいて採択基準及び選定資料を決定し、県内各市町村教育委員会、採択地区協議会、県立特別支援学校等に送付する。各採択地区協議会では、7月下旬を目途に令和2年度使用教科用図書を決定し、義務教育課長宛て報告をいただく予定である。

お手元にある「選定資料」や本日配布した資料についてだが、本日お持ち帰りいただけるのは、要項と採択の基本方針のみとなる。それ以外の資料については、机上においたままにさせていただきたい。再度精査した選定資料を、答申の写しともに送らせていただく。

最後になるが、本日の会議の議事録につきましては、後ほどまとめ、各委員の皆様を確認していただいた上で、9月1日以降に公表することになる。よろしくお願ひしたい。

委員長

○ 以上で、令和元年度「第2回宮城県教科用図書選定審議会」を終わらせていただく。なお、審議が終わったので、事務局は傍聴される方と報道関係者の方の入場をお願いしたい。

進行

○ 傍聴人、報道関係者がいないようなので、このまま進めさせていただく。奥山義務教育課長から御礼の挨拶を申し上げる。

義務教育課長

○ 本日は、長時間にわたり、令和2年度使用教科用図書の採択選定資料について御審議いただき、誠にありがとうございました。今年度は、小学校各教

科，中学校は「特別の教科 道徳」を除く各教科，そして，特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の採択が重なるという特別の年となったが，池山委員長をはじめ委員の皆様のお陰で，3つの諮問事項に対し十分な審議をいただいたと思っている。この後，答申を受け，皆様に御検討いただいた採択基準や選定資料等を市町村教育委員会等に送付する。これら資料は，各採択地区で行われる独自の調査・研究及び教科用図書の採択において，大きな拠り所になると考えている。

結びになるが，審議委員の皆様には公私ともに御多用の中，委員を引き受けていただき，また，2日間にわたって審議していただきましたことに改めて御礼を申し上げ，閉会の挨拶とする。ありがとうございました。

進行

閉 会